



## 事業者向け 10 万円支援金の対象者を拡大 — 6月1日(月)から新規で受付を開始します —

生駒市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小企業・個人事業主に 10 万円を支給する「生駒市事業継続支援金」の対象者を拡大し、奈良県経営環境変化・災害対策資金とした借入や㈱日本政策金融公庫等からの借入を行った人も対象に追加します。また、個人事業主においては住所要件を緩和しました。

### ■ 対象者

次の①～③の条件をすべて満たしていること ※すでに本支援金を受けている人は対象外です。

- ① 奈良県 経営環境変化・災害対策資金として金融機関から借入を行った者 又は ㈱日本政策金融公庫等から新型コロナウイルス感染症の影響による借入を行った者  
※ 6月30日(火)17時までに新型コロナウイルス感染症の影響による借入を行ったことが分かる契約書の写しを提出できる者に限る。
- ② 個人…生駒市内で引き続き3か月以上事業実態があること **新たに追加・変更**  
法人…生駒市内に引き続き3か月以上登記されている事業所を有し、本市の市税が課税されていること
- ③ 市税を滞納していないこと

■ 支援金額 一律 100,000 円

■ 申請期間 ※今回の対象拡大に伴い従来の対象者の申請期間も延長しています。

	対象となる認定・借入期間	本支援金の申請期間 (必着)
奈良県経営環境変化・災害対策資金として金融機関から借入を行った者 ㈱日本政策金融公庫等から新型コロナウイルス感染症の影響による借入を行った者	本支援金の申請に間に合う期間	令和2年6月1日(月) ～6月30日(火)17時
セーフティネット4,5号 又は 危機関連保証の認定を受けた者	令和2年5月29日(金) 17時まで	令和2年4月28日(火) ～6月30日(火)17時

### ■ 支援金交付までの流れ

市ホームページから「生駒市事業継続支援金交付申請書」をダウンロードの上、メールまたは郵送で提出してください。不備等がなければ支援金の振り込みを行います(申請には新型コロナウイルス感染症の影響による借入が分かる金融機関との契約書写しが必要です)。

※ダウンロード先 URL : <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000021666.html>

<送付先> 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所商工観光課 事業継続支援事業宛

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、メール又は郵送での申請をお願いします。

■ 事業費 8,000 万円 (対象追加前も含む)